

まちづくりの基本理念  
を実現するために

---

施策 3 0 平和・国際交流施策の推進

施策 3 1 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

---

## 施策30 平和・国際交流施策の推進

目的	対象	市民
	意図	平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく 多様な文化が尊重される、多文化共生を推進する

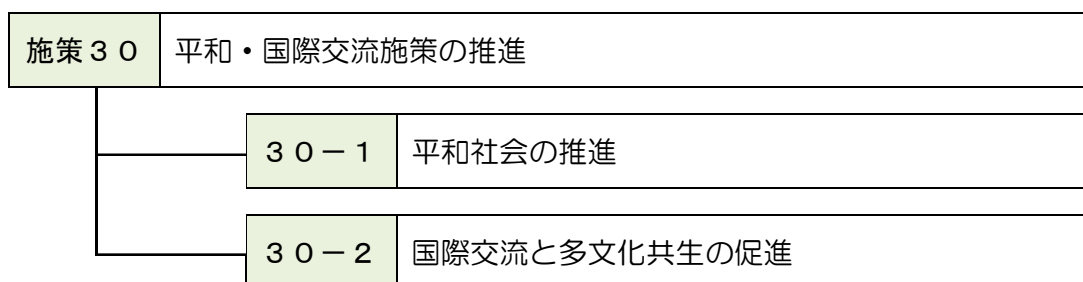
### ✚ 施策の方向

市民一人一人が、国際交流を通じた相互の理解を深める中で、多様な文化が尊重され、平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 中学生の被爆地への派遣事業をはじめ、広く市民が平和の尊さについて考える機会の創出
- ラグビーワールドカップ2019™日本大会・東京2020大会を契機とした多文化共生のまちづくりの推進

### ✚ 基本的取組の体系



## ✚ 現状と課題

- 調布市は、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、2010（平成22）年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在「平和首長会議」）に加盟し、平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。
- 2020（平成32）年で戦後75年が経過します。戦争の悲惨さや平和の尊さを風化させることなく、若い世代に着実に継承していくための取組を引き続き推進していく必要があります。
- 東京都は、多文化共生推進の基本的な考え方と施策の方向性を示した「東京都多文化共生推進指針」を2016（平成28）年2月に策定し、日本人と外国人が共に参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向け、様々な取組を推進しています。
- 調布市は、2002年サッカーワールドカップ日韓大会でサウジアラビア代表チームのキャンプ地として公認され、これまでに多くの市民が様々なイベント等を通じてサウジアラビアとの交流を継続してきました。また、東京2020大会では、調布市が同国のホストタウンとして承認され、2018（平成30）年6月には、アラブイスラーム学院と調布市との間で相互友好協力協定を締結するなど、その交流を更に発展させています。
- 調布市は、2015（平成27）年11月に、カナダ・ケベック州と映画産業の交流に加えて、文化・芸術などの文化的交流を視野に入れた包括連携についての共同宣言を行いました。
- 調布市国際交流協会（CIFA）では、外国人に対して交流機会、日本語学習機会などの提供や、子育て中の外国人への支援などを行っています。また、国際交流・多文化共生事業において市民への交流機会を提供しています。
- 東京2020大会の開催に伴い、国内外から多くの方が調布市を訪れることが想定されます。言葉や生活習慣などの異なる多様な文化を互いに理解し合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、関係機関との連携・協力の下、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深める取組を推進していく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 30-1

### 平和社会の推進


#### ◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、身近な場所やテーマで平和事業を開催するほか、中学生の被爆地への派遣事業など、様々な取組を市民とも協働しながら年間を通して実施します。

#### ◆戦争体験の継承

戦争に関する貴重な記憶や体験を若い世代にも着実に引き継ぐため、市内在住の戦争体験者の経験を記録化し、次の世代に継承していきます。また、小・中学校に戦争体験者の記録等の情報提供を行い、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会が持てるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
戦争についての話をしたり、聞いたりしたことがある市民の割合	85.8% (2014(平成26)年度)	82.2% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補


事業名	平和祈念事業の実施	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	平和と人権の尊重を基本に、戦争の記憶を風化させることがないように、また、様々な差異を超えて共に生きることをテーマに、平和に関する意識を啓発するために各種平和事業を実施します。		

30-2 国際交流と多文化共生の促進

◆国際交流と多文化共生の地域づくり

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう、市民活動団体等との連携による国際交流事業や、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座の実施などにより、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
国際交流・多文化共生事業の参加者数	1,515 (2013(平成25)年度)	2,482人 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	国際交流の促進	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていける地域社会づくりを促進するため、各種国際交流事業を実施します。		



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、多様な文化への理解を深め、お互いの人権を尊重します。
- 市民は、平和の尊さに対する認識をより一層深め、戦争の記憶を風化させないよう次の世代に伝えます。

#### 《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
調布市平和祈念祭	調布市遺族厚生会
国際交流事業	調布市国際交流協会

### 施策3-1 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

目的	対象	市民, 事業所
	意図	人権の大切さについて理解を深め, 一人一人の人権を尊重する 男女が互いを理解し, 尊重し, 性別にとらわれることなく, 能力, 個性を 発揮できる

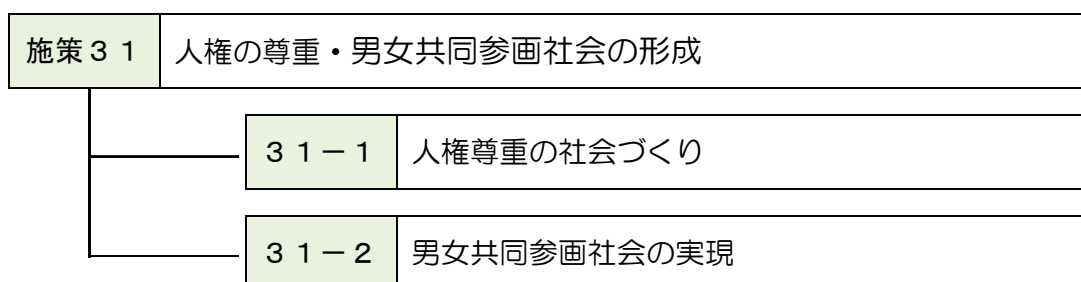
#### ✚ 施策の方向

市民一人一人が, 個人の能力, 環境, 個性について偏見を持つことなく, 理解を深める中で人権が尊重され, 性別に関わりなく男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い, 能力, 個性を発揮できる社会の実現を目指します。

#### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- あらゆる人権を尊重する社会に向けた啓発事業の推進
- 男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画啓発・相談事業の推進
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進と事業者の働き方改革の支援

#### ✚ 基本的取組の体系



## 現状と課題

- 東京都は、オリンピック・パラリンピックの開催都市として、基本的人権が尊重される社会の実現を目指して、平成27年8月、東京都人権施策推進指針の見直しを行いました。また、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくため、2018（平成30）年10月「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、多様な性の理解の推進や国外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するとしています。
- 人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに、国籍による差別、子どもや障害者などの虐待やDV、性の多様性など、人権に関する様々な相談・啓発事業を一層推進する必要があります。
- 市立小・中学校では、人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育を進めています。全国的に子どものいじめが問題視されている中、家庭、学校、地域、行政の連携と協働の下、いじめの未然防止に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う心のバリアフリー教育をより一層推進していく必要があります。
- DVの根絶や若年層を対象とした性的被害の防止等は喫緊の課題です。あらゆる暴力を未然に防止する意識啓発を推進するとともに、被害者への相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 2015（平成27）年8月に制定された「女性活躍推進法」や2016（平成28）年6月閣議決定の『日本再興戦略』改定2016』に示された女性活躍推進に基づき、女性の就労に対する支援が必要です。
- すべての就労者が子育て・介護などの家庭生活に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、市内の事業所に対する情報提供や相談体制の充実など環境づくりが必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進センターを拠点施設と位置付け、固定的性別役割分担の解消や配偶者暴力の未然防止等に取り組んでいます。2016（平成28）年度に改訂した調布市男女共同参画推進プラン（第4次）は、社会状況に合わせた各種施策のほか、女性活躍推進法に対応する計画としました。
- 施策の推進に向け、拠点である男女共同参画推進センターの認知度の向上が必要です。市民との協働事業や、専門家による講座、映画会の実施や展示など、気軽に訪れることができるよう、参加しやすさに配慮した取組や、様々な媒体による情報提供を行う必要があります。
- 市政に女性の視点を反映するためには、女性が政策・方針決定過程に参画することが必要ですが、市の各種審議会・委員会の女性参画率は約30%で横ばいとなっています。男女共同参画を推進するため、市がモデル事業所としての取組を推進することが必要です。

✚ 基本的取組の内容

31-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識を醸成するとともに、人権に対する教職員の理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報やホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援が受けられるよう取り組みます。

◆多様な性における人権の尊重

多様な性における人権が尊重され、広く社会に意識が浸透する啓発事業の取組を推進するとともに、社会のあらゆる分野で理解し合い、能力、個性を發揮できる社会の実現に向け取り組みます。

◆男女の人権の尊重

男女共同参画推進センターを核に、身近なテーマを題材にした講座・講演会の開催などを通じ、男女がお互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性のライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報や保健・医療サービスの提供などに努めます。また、学校教育において、人権教育としての男女平等教育を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

子ども、障害者、外国人などに対する身体的、精神的、性的、経済的暴力など、あらゆる暴力の根絶に向け、未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し被害者への支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
人権教育・啓発事業への参加者数	7,240人 (2013(平成25)年度)	7,648人 (2017(平成29)年度)	

その他の主な事業

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進



**31-2 男女共同参画社会の実現**

**◆推進体制の充実**

調布市男女共同参画推進プランにおける施策の実施状況を把握し、着実な推進を図るとともに、男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制が効果的に機能するよう、相談事業や情報発信に取り組み、市民に親しみやすい環境整備に取り組みます。

**◆女性のための相談の充実**

配偶者暴力の未然防止や、法律、健康、就職など女性の悩みに寄り添えるよう相談事業の充実を図ります。

**◆ワーク・ライフ・バランスの推進**

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民のニーズを踏まえながら、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座など、取組を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。


**◆地域ネットワークづくり**

自主グループやサークルなどの活動を支援し、市民団体との協働により地域のネットワークづくりに努めます。

**◆政策・方針決定過程への女性の参画促進**

市政において、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努め、男女共同参画による市政運営を進めます。地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

**まちづくり指標**

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
市の審議会や委員会における女性の割合	—	30.1% (平成29年度)	

**基本計画事業候補**

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	市民・団体との協働による講座、講演会等の開催や、男女共同参画社会の実現に向け、情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きた相談や法律相談など女性のための相談事業を実施します。		



**参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～**

- 市民は、家庭や職場において、性別にとらわれることなく互いを尊重し、協力し合います。
- 事業所は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場環境の整備を進めます。

**《多様な主体との主な連携事例》**

連携事例	連携のパートナー
男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」	男女共同参画推進フォーラム実行委員会

